

上陸を特別に許可された事例及び上陸を特別に許可されなかった事例について

1 上陸特別許可及び上陸拒否の特例について

- (1) 出入国管理及び難民認定法(以下「入管法」という。)第12条に規定する上陸特別許可は、法務大臣の裁量的な処分であり、その許可判断に当たっては、個々の事案ごとに、上陸を希望する理由(入国目的)、該当する上陸拒否事由の内容(退去強制事由の内容を含む。)、上陸拒否事由が発生してから経過した期間、我が国に居住する家族の状況やその生活状況、内外の諸情勢その他諸般の事情に加え、その外国人に対する人道的な配慮の必要性と他の入管法第7条第1項に定める上陸のための条件に適合しない者に及ぼす影響とを含めて、総合的に考慮しています。
- (2) また、上陸特別許可と類似の制度として、入管法第5条の2に上陸拒否の特例に係る規定が設けられています。当該規定により、一定の類型の上陸拒否の対象者であっても、法務省令に該当する場合で、かつ相当と認めるときには通知書が交付され、同通知書に記載された上陸拒否事由に該当することのみによっては上陸を拒否されることがありません。また、入国審査官、特別審理官、法務大臣と三段階の手続を経る上陸特別許可を改めて受ける必要もありません。
- 例えば、過去に退去強制された外国人が日本人との婚姻が成立したことを理由として在留資格認定証明書交付申請を行なった場合、上記(1)と同様の観点により、審査が行なわれることとなりますが、審査の結果として同証明書が交付され、その上で、在外公館において有効な査証を取得した当該外国人が我が国の空港等で上陸申請を行い、一定の要件に適合するときは、入国審査官は、上陸特別許可によらずに、上陸許可証印をすることができます。

【参考】

○ 上陸拒否事由

入管法第5条は、上陸許可の障害となる事由すなわち「上陸拒否事由」として、上陸許可の消極的要件を定めたものです。我が国にとって好ましからざる外国人の入国を禁じ又は適当と認める条件を具備する外国人のみの入国を許可する権限を有することは国際法上確立した原則であり、公衆衛生、公の秩序、国内の治安等が害されるおそれがあると認める外国人の上陸を拒否することとしています。

○ 上陸拒否期間

過去に不法残留等を理由に退去強制された者や出国命令を受けて出国した者は、入管法の規定に基づき、原則として、一定期間(これを上陸拒否期間という。)我が国に上陸することはできません。具体例は次のとおりです(「」内は記2における上陸拒否事由欄の表記例)。

- ① 過去に退去強制されたり、出国命令を受けて出国したりしたことがない場合の上陸拒否期間は、**退去強制された日から5年(5年拒否)**
- ② 過去に退去強制されたり、出国命令を受けて出国したりしたことがある場合(「複数回退去強制」)の上陸拒否期間は、**退去強制された日から10年(10年拒否)**
- ③ 出国命令により出国した場合の上陸拒否期間は、**出国した日から1年**
- ④ 日本国又は日本国以外の法令に違反して1年以上の懲役又は禁錮等に処せられた場合等(「懲役刑等(1年以上)」)の上陸拒否期間は**無期限(長期拒否)**

2 上陸を特別に許可された事例及び上陸を特別に許可されなかった事例

上陸を特別に許可するか否かの判断については、これまでも適切な運用を図ってきたところですが、透明性と予見可能性を確保するため、上陸のための条件である入管法第7条第1項第4号に適合していない(同法第5条第1項各号のいずれかの上陸拒否事由に該当している)日本人配偶者等に係る事例のうち、平成27年中に上陸を特別に許可された事例10件、上陸を特別に許可されなかった事例10件について、類型別に分類の上、次のとおり公表します。

なお、事例については、今後も追加する予定です。

(注)「退去強制からの経過年月」とは、退去強制による送還日から在留資格認定証明書の交付申請に係る判断を行ったときまでの期間、「婚姻期間」とは、婚姻した日から在留資格認定証明書の交付申請に係る判断を行ったときまでの期間

(1) 配偶者が日本人の場合

○ 上陸を特別に許可された事例

	上陸拒否事由	上陸拒否期間	退去強制からの経過年月	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	退去強制 (不法残留)	5年拒否	約2年5月	約2年7月	無し	無し	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	—
2	退去強制 (不法残留)	5年拒否	約2年9月	約5月	有り (1名)	無し	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	—
3	複数回退去強制 (不法残留)	10年拒否	約3年7月	約1年6月	無し	無し	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	過去、2度にわたり不法残留により退去強制処分を受けたもの。
4	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約4年9月	約3年5月	有り (1名)	入管法違反(不法就労)により、 懲役1年、執行猶予3年の判決	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	—
5	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約7年1月	約1年4月	有り (1名)	商標法違反により、懲役1年6 月、執行猶予4年	在留資格：日本人の配偶者等 在留期間：1年	配偶者の状況及び生後間もない子を本邦において監護・養育するという人道的に配慮すべき特別の事情が認められるもの。

○ 上陸を特別に許可されなかった事例

	上陸拒否事由	上陸拒否期間	退去強制からの経過年月	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	退去強制 (不法入国)	5年拒否	約2年3月	約4年3月	無し	無し	・他人名義旅券を行使して不法入国し退去強制処分を受けたもの。 ・夫婦間の交流が希薄であり、婚姻の継続性が認められないもの。
2	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約3年10月	約6年	有り (1名)	①公務執行妨害の罪により、懲役1年、執行猶予3年の判決 ②公務執行妨害の罪により、懲役1年の実刑判決	常習性が高く、過去の行状が極めて悪質であり、左記刑事処分に加え、以下の前歴を有するもの。 ・傷害の罪で罰金刑 ・公務執行妨害の罪で罰金刑
3	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約5年2月	約12年	有り (1名)	入管法違反(不法残留)、覚せい剤取締法違反、大麻取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反により、懲役5年の実刑判決	不法残留中に禁止薬物の使用及び所持していたもの。
4	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約8年10月	約9年5月	無し	入管法違反(不法入国)により、懲役2年6月、執行猶予4年の判決	・過去3回にわたり、不法入国・不法上陸を繰り返して退去強制処分を受けたもの。 ・夫婦間の交流が希薄であり、婚姻の継続性が認められないもの。
5	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約10年11月	約3年4月	無し	電磁的公正証書原本不実記録及び不実記録電磁的公正証書原本供用の罪により、懲役1年6月、執行猶予3年の判決	・正規滞在中に、偽装結婚により同国人に在留資格を取得させようとしたもの。

(2) 配偶者が正規に在留する外国人の場合

○ 上陸を特別に許可された事例

	上陸拒否事由	上陸拒否期間	退去強制からの経過年月	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	退去強制 (不法残留)	5年拒否	約2年11月	約2年11月	有り (1名)	無し	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	—
2	退去強制 (不法残留)	5年拒否	約3年3月	約3年4月	無し	無し	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	—
3	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約5年6月	約5年2月	有り (1名)	入管法違反(不法入国)により、 懲役2年6月、執行猶予4年の判決	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	—
4	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約6年	約1年	無し	入管法違反(不法入国)により、 懲役2年6月、執行猶予5年の判決	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	—
5	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約6年8月	約1年2月	無し	入管法違反(不法入国)により、 懲役2年、執行猶予3年の判決	在留資格：永住者の配偶者等 在留期間：1年	—

○ 上陸を特別に許可されなかった事例

	上陸拒否事由	上陸拒否期間	退去強制からの経過年月	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	退去強制 (不法残留)	5年拒否	約1年8月	約2年7月	無し	無し	・配偶者の身元保証能力が不十分であるもの。 ・夫婦間の交流が希薄であり、婚姻の継続性が認められないもの。
2	複数回退去強制 (不法残留)	10年拒否	約2年6月	約4年1月	無し	無し	過去、不法残留により2度退去強制処分を受けた後、2度にわたり他人名義旅券を行使して不法入国して、再び退去強制処分を受けたもの。
3	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約5年4月	約1月	無し	入管法違反(不法残留)により、 懲役1年、執行猶予3年の判決	・研修生として入国後、研修先から逃亡したもの。 ・夫婦間の交流が希薄であるもの。
4	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約5年7月	約9年2月	有り (1名)	①住居侵入及び窃盗の罪により、 懲役2年の実刑判決 ②入管法違反(不法入国)により、 懲役1年6月の実刑判決	過去、不法入国により退去強制処分を受けた後、再度不法入国して、再び退去強制処分を受けたもの。
5	懲役刑等 (1年以上)	長期拒否 (無期限)	約8年	10月	有り (2名)	不正電磁的記録カード所持の罪により、 懲役3年、執行猶予4年の判決	夫婦間の交流が希薄であり、婚姻の継続性が認められないもの。